

当事者照会制度と早期開示命令制度の統合提案

委員 石黒清子

委員 濱口博史

委員 渡辺 徹

日弁連は、民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「法」という。）の改正提言として、既に2012年（平成24年）2月16日付け「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案」及び2022年（令和4年）7月15日付け「早期開示命令制度新設の立法提案」を公表している。その内容を踏まえて、法を以下のとおり改正することを提案する。

第1 提案の趣旨

現行法上存在する当事者照会制度を出発点にしつつ、早期開示命令制度のアイデアを取り込むという方向性で、両制度を発展的に統合する下記制度を導入する。

1 当事者照会

当事者は、訴訟継続中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項（当該事項に関する文書の表示及び文書の趣旨を含む。）について照会することができる。

2 物件の開示請求

当事者は、訴訟係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項に関し、相手方又は相手方と密接な関係を有する者（当事者に準じる者）が所持する文書その他の物件（以下「物件」という。）の開示を求めることができる。ただし、相手方又は当事者に準じる者が当該物件を所持しないとき、開示のために不相当な費用又は時間を要するとき、又は当該物件が文書提出義務の除外事由に該当するときは、この限りでない。

3 回答・開示又は拒絶理由通知

相手方は、照会又は物件の開示請求がなされた場合、速やかに回答又は開示を行わなければならない。回答又は開示を拒絶する場合は、拒絶する旨と拒絶の理由を書面で通知しなければならない。

4 早期開示手続

当事者は、当事者照会と同時に、又は当事者照会に引き続いて、裁判所に対し、早期開示手続の実施を求めることができる。

5 協議命令

早期開示手続において、裁判所は、照会又は物件の開示請求につき、物件の範囲、物

件探索の費用負担、秘密保護のための措置等について、当事者間の協議を命じるとともに、これを主宰する。

6 回答・開示命令

協議を行ったにもかかわらず、照会に対する回答又は物件の開示がなされない場合、もしくは正当な理由なく回答又は開示が拒絶された場合、裁判所は回答又は開示を命じることができる。

7 制裁

命令に従わない場合の制裁は、過料と真実擬制を併置する。

8 秘密保持義務

回答又は開示された事項・物件については、開示先当事者に対し、あらかじめ法令によって包括的に秘密保持義務を課するものとするが、開示先当事者はこれを当該訴訟で証拠として提出することは妨げられない。提出された証拠について、一定期間内に閲覧等制限の申立て（法 9 2 条）がなされないか、申立ての結果、閲覧制限がかからないことが確定したときは、秘密保持義務が解除される。

第 2 提案の理由

1 はじめに

日弁連は、民事裁判を充実させるためには、訴訟の初期段階において、その訴訟で基礎となるべき重要な事実につき一定の広さをもって、訴訟当事者が共通に把握、認識している状態を形成することが必要であると考えている。そこで、情報を有しないがゆえに、当該重要な事実を把握、認識できていない一方当事者において、情報にアクセスできる仕組みを作るべきであると考えている。

このような仕組みに関して、日弁連は、次の二つの提案を行っている。

- ① 2012 年 2 月 16 日付け当事者照会制度改正にかかる提案¹（以下「提案①」という。）
- ② 2022 年 7 月 15 日付け早期開示命令制度新設にかかる提案²（以下「提案②」という。）

現在、当研究会において提案①及び提案②についても議論がなされているものの、後記 2 においてみるとおり両提案には共通点も多く、議論の焦点が分散しているように見受けられる。

そこで、日弁連の「民事裁判手続に関する委員会」の有志によって、両提案の統合が議論されるに至り、中川佳男弁護士がその議論を踏まえて、統合提案の論稿を発表した³（以下「本統合提案」という。）。

¹ 日弁連の 2012 年（平成 24 年）2 月 16 日付け「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案」https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2012/120216_4.pdf

² 日弁連の 2022 年（令和 4 年）7 月 15 日付け「早期開示命令制度新設の立法提案」<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/220715.pdf>

³ 中川佳男「当事者照会制度と早期開示命令制度の統合提案」NBL1284 号（2025 年）35 頁

2 提案①と提案②の概要

(1) 提案①の手続の流れ

- ・【当事者照会（文書の写しの送付を含む。）】

当事者は、相手方に対し、主張立証準備に必要な事項について照会でき、相手方が所持する文書であって、主張立証準備に必要なものの写しの送付を求めることができる。

- ・【回答又は拒絶理由通知（いずれも義務）】

照会又は文書の写しの送付請求がなされた場合、相手方は速やかに回答又は送付をおこなわねばならず、全部又は一部を拒絶する場合は、その理由を書面で通知しなければならない。

- ・【回答の促し】

正当な理由なく回答拒絶がされた場合又は一定期間内に回答等がない場合、裁判所は、申立てにより、回答等の促しを行うことができる。

- ・【回答命令】

裁判所の促しにもかかわらず、なお正当な理由なく回答等を行わないときは、裁判所は申立てにより、相手方を審尋した上で、回答等を行うよう命じることができる。

- ・【手続保障】

決定に対しては即時抗告が可能である。

- ・【過料の制裁】

命令に従わない場合は、申立てにより過料の制裁が可能である。

(2) 提案②の手続の流れ

- ・【早期開示命令の申立て】

当事者は、訴訟関係の明瞭化又は争点及び証拠整理のために必要があるときは、相手方又は第三者に対し、当事者の主張と相当の関係を有する文書その他の物件を開示するよう裁判所に申し立てることができる。

- ・【協議命令】

裁判所は、物件の範囲や費用負担、秘密保護措置等について、当事者間の協議を命じることができ、必要に応じて協議を主宰する。

- ・【早期開示命令】

裁判所は、相手方又は第三者に対し、当該物件を申立人に開示することを命じることができる。

- ・【過料の制裁】

命令に従わない場合は、申立てにより過料の制裁が可能である。

(3) 必要性や取得できる対象等の要件に関する提案①と提案②の比較

	当事者照会制度の拡充	早期開示命令制度
制度趣旨	民事訴訟における事実解明に不可欠な証拠・情報を早期（主張・立証の準備段階）かつ広汎に当事者が収集する仕組みを充実させ、もって裁判所の心証形成を適切なものとすることによって、民事訴訟の事案解明力を高める	訴訟の基礎となるべき重要な事実を、訴訟のごく初期の段階で、相当程度の包括性をもって、把握することを可能とする仕組みを設け、もって民事訴訟の充実・迅速化を図る
必要性	主張又は立証を準備するために必要	訴訟関係を明瞭にするため又は争点及び証拠の整理を行うために必要
開示を求める相手	相手方	相手方又は第三者
取得できる対象	①主張又は立証を準備するために必要な事項（相手方が所持する文書の表示及び趣旨も含む。） ②文書の写し	当事者の主張と相当の関係を有する文書その他の物件
例外要件	① 事項について ・具体的、個別的でない照会（※１） ・相手方を侮辱し、又は困惑させる照会 ・すでにした照会と重複する照会 ・意見を求める照会 ・回答に不相当な費用又は時間を要する照会 ・証言拒絶ができる事項に関する照会 ② 文書の写しについて ・文書提出義務が除外される文書（※２） ・写しの送付に不相当な費用又は時間を要する文書	・開示を求められた物件を所持しないとき ・当該物件が法２２０条４号イ・ロ・ハのいずれかに該当するとき（※３） イ 自身又は親族等が刑事訴追を受け、有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、名誉を害すべき事項に関するとき ロ 公務員の職業上の秘密に関する文書で提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれがあるとき ハ 専門職の守秘義務に関する文書で守秘義務が免除されていないとき
制裁	過料	過料

※１ 提案①は、①事項照会においては個別具体性が求められることを維持している

一方で、②文書の写しの送付については、個別具体性の要件を設定していない。したがって、②文書の写しの送付に関しては、個別具体的に文書を特定することまでは求められず、開示を求められた側において他の文書と区別できるような特定（たとえばカテゴリーによる特定等）がされれば足りるものと解される。

※2 提案①は、文書提出義務の除外事由についても以下の改正提言を行っており、ここでも除外事由は改正提言に即して読み替えることになる。

- i 自己利用文書の除外事由（法220条4号ニ）からの削除
- ii 刑事関係文書に関する除外事由（法220条4号ホ）の削除
- iii 個人の重大な秘密を理由とする除外事由の新設
- iv 弁護士等と依頼者間の協議に関する証言拒絶権・除外事由の新設⁴

※3 提案②は、※2のとおり、文書提出義務の除外事由から法220条4号ニ及びホを削除する改正提言に基づいている。

3 本統合提案の内容

本統合提案は、現行法上存在する当事者照会制度を出発点にしつつ、早期開示命令制度のアイデアを取り込むという方向性で、両提案を発展的に統合するという案である。

(1) 当事者照会

【出発点は当事者照会制度の拡充を求めた提案①とする。但し、現行民訴法163条にかっこ書き部分を追加】

当事者は、訴訟継続中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項（当該事項に関する文書の表示及び文書の趣旨を含む。）について照会することができる。

(2) 物件の開示請求

【必要性（要件）について、提案①を維持しつつ、文書の限定を外して、物件の開示請求とする点、また、当事者に準じる者が所持する場合にも開示請求が可能であるとする点について提案②の要素を追加】

当事者は、訴訟係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項に関し、相手方又は相手方と密接な関係を有する者（当事者に準じる者）が所持する文書その他の物件（以下「物件」という。）の開示を求めることができる。ただし、相手方又は当事者に準じる者が当該物件を所持しないとき、開示のために不相当な費用又は時間を要するとき、又は当該物件が文書提出義務の除外事由（除外事由の内容は提案①の内容とする。）に該当するときは、この限りでない。

(3) 回答・開示又は拒絶理由通知（いずれも義務）

【回答・開示又は拒絶理由通知について、提案①を維持する】

相手方は、照会又は物件の開示請求がなされた場合、速やかに回答又は開示を行わなければならない。回答又は開示を拒絶する場合は、拒絶する旨と拒絶の理由を書面

⁴ これを敷衍した本日付けの別の提案（「依頼者と弁護士の間の通信秘密制度の確立に関する提案」）も参照。

で通知しなければならない。

(4) 早期開示手続

【提案①の回答の促しの申立てに代えて、提案②の早期開示命令制度に類似した早期開示手続を導入】

当事者は、当事者照会と同時に、又は当事者照会に引き続いて、裁判所に対し、早期開示手続の実施を求めることができる。

(5) 協議命令

【提案②の協議命令を導入。但し、裁判所が必ず協議を主宰するものとする】

早期開示手続において、裁判所は、照会又は物件の開示請求につき、物件の範囲、物件探索の費用負担、秘密保護のための措置等について、当事者間の協議を命じるとともに、これを主宰する。

(6) 回答・開示命令

【提案②の早期開示命令に類似した回答・開示命令を導入】

協議を行ったにもかかわらず、照会に対する回答又は物件の開示がなされない場合、もしくは正当な理由なく回答又は開示が拒絶された場合、裁判所は回答又は開示を命じることができる。

(7) 制裁

【提案①及び提案②の制裁は過料のみであるが、これに真実擬制を追加】

命令に従わない場合の制裁は、過料と真実擬制を併置する。

(8) 秘密保持義務

【提案①及び提案②にはなかった新提案】

回答又は開示された事項・物件については、開示先当事者に対し、あらかじめ法令によって包括的に秘密保持義務を課するものとするが、開示先当事者はこれを当該訴訟で証拠として提出することは妨げられない。提出された証拠について、一定期間内に閲覧等制限の申立て（民訴法92条）がなされないか、申立ての結果、閲覧制限がかからないことが確定したときは、秘密保持義務が解除される。

4 本統合提案の説明

(1) 現行当事者照会の要件を維持したこと

ア 現行当事者照会の要件を維持した理由

訴訟の初期段階において、一定の広さをもって情報・証拠の収集が可能にする制度を導入する場合、その制度の濫用の防止が図れる制度にすることも重要である。そのためには、制度を利用できる範囲の外縁を明確にすること（範囲外の開示請求を拒否できるようにすること）が求められる。

他方で、制度を意義あるものとするためには、本来収集対象として想定している情報・証拠が漏れないように（範囲外とならないように）要件を設定する必要がある。

まず、範囲の外縁を明確にするという点について、研究会において、提案②の要

件である「当事者の主張と相当の関係を有する物件」は、対象の外縁が不明確であり、濫用のおそれを防止できるか疑問がある、あるいは濫用とそうでないものとの区別が困難であるとの指摘がなされていた。これに対して、現行当事者照会の要件は、当事者照会制度を導入する際に、制度濫用について議論がなされた上で設定された要件であり、範囲の外縁が明確であることについて疑義が呈されることはない。

次に、本来収集対象として想定してる情報・証拠が漏れないようにするという点について、現行当事者照会の要件である「主張又は立証を準備するために必要な事項」とは、①照会者が主張立証責任を有する主要事実及びこれを基礎付ける間接事実について主張立証を準備するために必要な事項、②相手方が主張立証責任を有する事実の不存在を示す事実について主張立証を準備するために必要な事項、③これらの事実についての証拠の証明力に関する事実（補助事実）に関する事項が該当すると解されており⁵、訴訟で基礎となるべき重要な事実につき一定の広さをもって収集することが可能な要件であるといえる。

イ 物件の個別具体性

現行民訴法163条は、当事者照会を求める事項について「具体的又は個別的でない照会」（同法1項1号）を認めていない。他方、提案①は、この点に関して次のような規律を提案しており、本統合提案もこれを踏襲している。

- ・当事者照会を求める「事項」については、現行民訴法を維持し、個別具体的に特定することを要する。
- ・他方、文書の写しに関しては、個別具体的な特定を求めない。

この点、開示を求める物件の範囲が無限定になるとの批判が考えられるため、補足説明をする。

まず、この規律において、開示を求める物件とは、「個別具体的な事項」に関係した物件でなければならないことから、開示を求める物件の範囲が無限定になるものではない。次に、物件の個別具体的な特定を求めないという趣旨は、訴訟の初期段階で、物件の表題・作成名義人・記載の趣旨等の特定を求めることは不可能を強いることになるため、それらの特定は求められないという点にある。結局、個別具体的な事項に関係した物件であることは示されなければならないが、その物件の表題・作成名義人等を示す必要はないということとなり、例えば、具体的なカテゴリーによる特定等が求められ、かつ、それで足りることが考えられる。

(2) 当事者に準じる者が所持する物件

訴訟において、当事者又は第三者に対し開示を強いるためには、そのような負担を強いることを正当化する根拠が必要である。

まず、当事者については、文書提出義務を負っていること、提出義務を負う文書以外の物件であっても、当該事案において重要な事実に関するものについては、信

⁵ 秋山幹男ほか「コンメンタール民事訴訟法IV〔第2版〕（日本評論社、2019年）479頁

義誠実義務（民訴法2条）を根拠に正当化し得る。

次に、第三者については、研究会において、いわば他人の訴訟に巻き込まれるにすぎない純然たる第三者については、負担を強いる正当化根拠を見出しがたいとの指摘がなされていた。このような指摘を踏まえ、本統合提案では、純然たる第三者の所持する物件については、対象外とした。

他方、たとえば照会相手方の法人が支配権を有する子会社が所持する物件について、照会相手方がこれを入手するのに法律上・事実上の障害がないにもかかわらず、自らが所持していないだけで、その開示を拒否できることは妥当でない。このことは、相手方の従業員や親族等が物件を所持している場合にも同様のことが当てはまる。そこで、当事者に準じる者から当該物件を入手した上で自ら開示することを請求できるものとした。

なお、現行民訴151条1項2号において、釈明処分として、裁判所は、口頭弁論期日において「当事者のための事務を処理し、又は補助する者で裁判所が相当と認めるもの」に陳述をさせることができると定めており、この者を準当事者と呼称する場合がある。もっとも、この規程の趣旨は、当事者が法人であるような場合には、代表者よりも、事件に関する出来事に詳しい従業員等の担当者や請負契約・委任契約等に基づき当事者のために事務を処理・補助する者等に陳述を求めたほうが適切な場合があると考えられた点にあるから⁶、本統合提案の「当事者に準じる者」が所持する物件に開示を求める趣旨とは全くことなるため、別の概念としてとらえられるべきである。

(3) 早期開示手続

ア 「当事者照会と同時に、又は当事者照会に引き続いて」実施を求めること

本統合提案は、当事者照会を出発点とし、当事者照会において当事者間で要件充足性ないしは除外事由該当性について共通認識が得られなかった場合であっても、引き続き、裁判所を交えた協議を行うことを通じ、共通認識が形成されることが期待されるため、当事者照会の延長線上の制度として、早期開示手続による協議の場を設けることにしている。

他方、訴訟前の対応等から、相手方が、要件充足性について議論することなく、一切の回答・開示を行わないという訴訟態度に出ることが明らかであるような場合、当事者照会の前置を必須とすることは迂遠であるから、当事者照会と同時に早期開示手続の申立てが可能であるとした。

イ 協議命令

提案②においては、協議命令がなされた場合、裁判所は「必要に応じて協議を主宰する」とされ、当事者のみの協議も想定されていた。しかし、本統合提案においては、原則として当事者照会が先行しており、既に、当事者間で要件充足性等の協議が行われていることを踏まえ、裁判所が必ず「協議を主宰する」ものとした。

⁶ 秋山幹男ほか「コンメンタール民事訴訟法Ⅲ〔第2版〕（日本評論社、2019年）336頁

ウ 回答・開示命令

裁判所は、主宰した協議において、当事者双方の言い分を踏まえて、要件充足性ないしは除外事由該当性の補充を求め、協議が整わなかった場合で開示の必要性があると考えられる場合は、回答・開示命令を発する。

この点、当研究会において、提案②の早期開示命令制度について、訴訟の初期段階で実施されることが想定されているため、裁判所において、早期開示命令を発する要件充足性につき、判断するための材料が足りず、裁判所に大きな負担を課することになるのではないかという指摘がなされており、回答・開示命令においても同様の指摘がなされることも考えられる。

しかし、当該指摘は、提案②の早期開示命令制度における「当事者の主張と相当の関係を有する物件」という要件が不明確であるという指摘とも関連しつつなされていたところ、本統合提案においては、必要性の要件を現行当事者照会の要件である「主張又は立証を準備するために必要な事項」としており、これは主要事実・間接事実・補助事実の主張立証を行うために必要な事項にほかならず、たとえ訴訟の初期段階であっても、裁判所が判断することは可能であると考えられる。

(4) 制裁

ア 過料

制裁について、提案①及び提案②とも、過料としており、本統合提案においてもこれを維持した。

訴訟代理人として弁護士がついているケースにおいて、過料の制裁を甘受してでも回答・開示命令に背くという対応を代理人弁護士が良しとすることは通常考えにくいし、当事者が法人である場合、コンプライアンス遵守の観点から、回答・開示命令に反する対応は行えないとの意思決定に至るケースも多いと考えられ、相応の抑止効果を期待し得る。もっとも、研究会においては、例えば、数千万円の訴額の訴訟において、数万円の過料を払ってでも回答・開示を拒絶するという判断を行う当事者が現れるおそれは否定できないのではないかと指摘がなされていた。

イ 真実擬制

上記指摘を踏まえ、本統合提案においては、過料の制裁を維持しつつも、真実擬制を併置することとした。

本統合提案の制裁として真実擬制を導入することについては、①訴訟の初期段階において真実と擬制される対象が必ずしも明瞭ではないことから、擬制が機能しないのではないか、あるいは、②訴訟の初期段階においては、擬制の対象となる主張・事実が広範となりうるため、制裁の対象者に酷に過ぎるのではないかという批判が想定される。

この点、仮に、現行民訴法224条（文書提出命令に従わない場合の真実擬制）と類似した真実擬制の規律が定められるとすれば、次のような定めとなることが

考えられる。

- ・当事者が回答・開示命令に従わないときは、裁判所は、「当該回答に関する相手方の主張／当該物件の記載に関する相手方の主張」を真実と認めることができる（民訴法２２４条１項類似）。
- ・相手方が、「当該回答に関して具体的な主張をすること／当該物件の記載に関して具体的な主張をすること」及び「当該回答により証明すべき事実／当該物件により証明すべき事実」を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる（民訴法２２４条３項類似）。

まず、①の想定批判については、民訴法２２４条３項は、証明すべき事実に関する相手方の主張を真実と認めることのできる対象に加えたことにより、当事者による違反の効果を強化したものであるところ、同条項の解釈として、「過失や欠陥などの不特定概念や因果関係の場合のほか、当該文書を参照しなければ要証事実の具体化が困難である場合等には、ある程度概括的な事実主張であっても真実擬制の対象となりうるものと解されよう。」とする見解も示されており⁷、訴訟の初期段階といえども、ある程度概括的な事実であれば主張することも可能である場合は相応にあると考えられることから、擬制が機能しないとまでは言えないと考えられる。

次に、②の想定批判については、「真実と認めることができる」と定められていることから明らかなように、当事者が違反したときでも、裁判所は必ず真実と認めなければならないものではなく、真実と認めないこともできるから、制裁の対象者に酷に過ぎるとも言えない。

(5) 秘密保持に関する手当て

回答された事項や開示された物件について当該訴訟以外に用いられ、あるいは公開されることが回答・開示の障害になることがあり得ることから、本統合提案では、法令により包括的に秘密保持義務を課した上で、秘密保持の必要性が失われるタイミングで当該義務を解除することを提案している。

他方、このことは当事者間の合意を排除するものではなく、当事者間で、法令が定める秘密保持義務よりも重い義務を合意することもできるし、逆に義務を軽減することもできる。

5 具体的な審理モデル

当研究会の第２３回研究会に提出された「早期開示命令制度に関して」（参考資料７）の事例１を用いて、本統合提案における審理モデルを検討する。

【事例】

自家用車で事故を起こした自動車の運転手Xが、当該車両に欠陥があったことを理由に損害賠償を求めて自動車メーカーYを訴えた。この訴訟において、原告Xは、被告Y

⁷ 秋山幹男ほか「コンメンタール民事訴訟法IV〔第２版〕（日本評論社、２０１９年）５１８頁

に対して、事故車両と同じモデルに関わる全てのテスト結果、顧客及び小売商から得たクレームの提出を求めたいと考えている。

- ① 原告Xは、当事者照会において、被告Yに対し、車両の欠陥の有無を照会するとともに、事故車両と同じモデルに関わる全てのテスト結果、顧客及び小売商から得たクレームにかかる資料の開示を求めた。
- ② 被告Yは、照会事項が個別具体的でなく、民訴法1633条1項1号の除外事由に該当することを理由として、回答及び開示を拒否した。
- ③ 原告Xは、裁判所に対し、早期開示手を申立て、裁判所が関与する期日において、当事者間の協議が行われた。その際、被告Yからは、車両の欠陥というだけでは防御の対象が絞り切れないことから、欠陥があるという具体的な箇所と、それがどのような欠陥であるかを特定されたい旨が表明され、裁判所から原告Xに対し、そのような特定を行うよう促しがなされた。
- ④ 原告Xは、事故時にブレーキ操作を行ったが、実際に制動がなされるまでにタイムラグがあったとして、欠陥の内容につき、ブレーキの動作不良又はブレーキに関係する何らかの部品について耐用年数未満での故障であるとの絞り込みを行った。そのうえで、原告Xは、これに対応して照会事項を変更するとともに、開示を求める資料についても、ブレーキに関連するテストとクレームに絞り込んだ。
- ⑤ 被告Yは、ブレーキの動作不良又は部品の耐用年数未満での故障の有無にかかる照会に対しては、「クレームと故障事案は存在するが、メーカー側の欠陥によるものではなく、車両の運転者が不適切な制動を繰り返した個別原因による事案である」と回答し、ブレーキに関するクレーム資料を開示したが、テスト結果に関する資料は開示しなかった。
- ⑥ これを受けた協議において、当事者間で、ブレーキのテスト項目について質疑が行われた。原告Xは、被告Yから説明を受けたテスト項目の中から、事故原因と考えているブレーキの制動のタイムラグに関係しそうなものを選び出して、テストの詳細な内容を被告Yに質問し、その回答を踏まえてテスト項目を更に絞り込んだうえで、資料の開示を求めた。被告Yは、テスト結果の開示を渋ったが、裁判所との質疑の結果、企業秘密に関係しないテストの結果については、開示することになった（あるいは、裁判所がから開示命令を出すこととなった。）。

このように本統合提案では、裁判所の関与の下で、裁判上主張する主要事実、間接事実、補助事実の存在を念頭に置きながら、照会を求める事項や開示すべき物件を当事者間で絞り込んでいくような審理が想定されている。

現行法の下でも、双方当事者が、事案解明に協力的である場合には、このようなプロセスが実施されることもある。しかし、当事者がそのような訴訟追行態度でない場合や、対立が先鋭化して議論が平行線をたどるような事案において、より広く有意義な情報が顕出されることが期待される。

以上